資料１

「第５次広島県障害者プラン」中間見直しの骨子案について

１　趣旨

「第５次広島県障害者プラン（以下「プラン」という。）」の計画期間の中間年に当たり、これまでの成果や課題等を踏まえ、プランの中間見直しを行う。

２　プランの概要

（１）基本理念

すべての県民が障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現

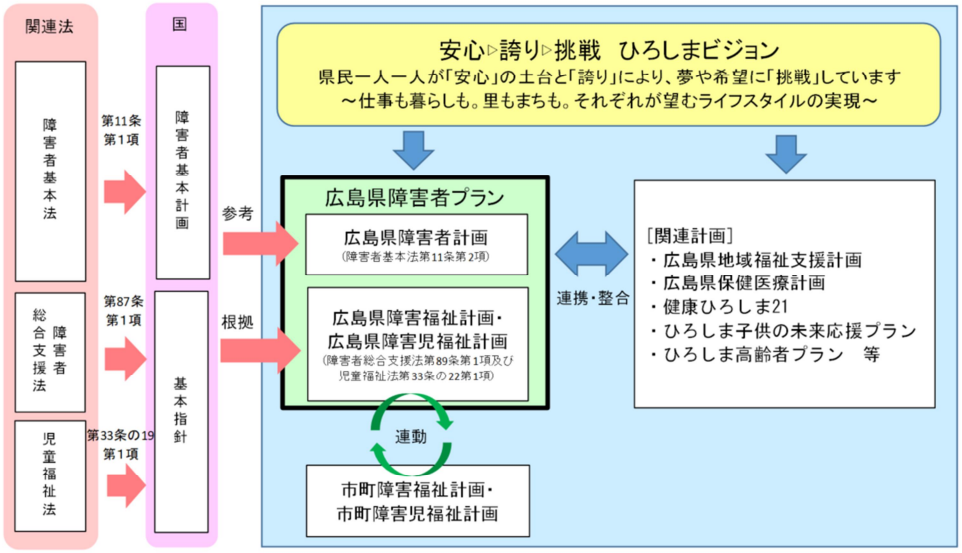
（２）計画期間

令和６年度から令和 11 年度までの６年間

ただし、広島県障害福祉計画・広島県障害児福祉計画については、３年ごとに見直しを行う。

（３）プランの位置づけ

障害者基本法第 11 条第２項の規定による「都道府県障害者計画」、障害者総合支援法第 89 条第１項に基づく「都道府県障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 22 第１項に基づく「都道府県障害児福祉計画」を一体的に策定



（４）総括目標

指　標	現状値（R5 年 9 月）	目標値（R11 年度）
・障害者本人やその家族の内、安心して暮らしていると感じていると回答した人の割合	52.8%	・県民全体の内、安心して暮らしていると感じていると回答した人の割合と同値 「参考：R5 年 9 月調査 60.7%」

（５）施策体系

施策分野	項目
Ⅰ　障害への理解促進	1　障害に対する理解の促進 2　権利擁護の推進
Ⅱ　自立と社会参加の促進	1　教育 2　雇用・就労の促進 3　情報の保障の強化 4　スポーツ、文化芸術活動の推進
Ⅲ　保健、医療の充実	1　保健・医療提供体制の充実 2　療育体制の充実
Ⅳ　地域生活の支援体制の構築	1　福祉サービス等の提供 2　サービスの質の向上等 3　相談支援体制の構築 4　地域生活への移行支援
Ⅴ　暮らしやすい社会づくり	1　福祉のまちづくりの総合的な推進 2　災害、感染症対策の強化 3　防犯、交通安全等の推進 4　ＮＰＯ、ボランティアとの協働 5　福祉用具等の研究・開発の推進と普及

３　見直しの考え方

国の基本指針の改正を踏まえ、広島県障害福祉計画・広島県障害児福祉計画に係る成果目標及び活動指標を更新するとともに、施策ごとの振り返りを踏まえ、必要に応じて、分野別施策の方向性等の見直しを行う。

４　現行プランの振り返り

（１）広島県障害者計画の進捗状況

計画期間中に達成を目指す県全体の水準として、プランに掲げる施策に関して85の成果目標を設定。成果目標のうち、施策分野ごとに特に注視すべき指標（青色着色部分）を設定。

※現行プランの主な指標を抜粋

施策区分	主な指標	基準値（時点）	実績（時点）	目標値（時点）	達成見込
【目指す姿①】 様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々の権利が守られ、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとることで、お互いを認め合い、共に創っていく社会の実現					
Ⅰ　障害への理解促進	学校等に対する出前講座実施数	7回（Ｒ４）	32回（Ｒ７）	49回（Ｒ11）	順調
	あいサポート運動　企業・団体数	823企業・団体（Ｒ４）	868企業・団体（Ｒ７）	1,150企業・団体（Ｒ11）	概ね順調
	県が実施する「あいサポート運動」に係る研修の受講者数	1,285人（Ｒ４）	1,984人（Ｒ７）	2,800人（Ｒ11）	順調

【取組の評価】

障害者への関わり方や特性について理解を進めるため、「あいサポート運動」の出前講座や推進役を担う方の養成研修などを実施した結果、各指標の実績は基準値を上回る水準となっており、目標の達成に向けて、取組は概ね順調に進捗している。

【今後の方策】

あいサポート企業・団体の登録数増加に向け、ターゲットを絞って企業・団体等への訪問などの取組を強化するとともに、業界団体等へのアプローチを続け、効果的な普及啓発を実施する。また、出前講座等を活用し、当事者である講師と受講者が双方向のディスカッションを行う体験型ワークショップにより、障害当事者との接触機会を創出し、障害への理解のさらなる促進を図っていく。

施策区分	主な指標	基準値（時点）	実績（時点）	目標値（時点）	達成見込
【目指す姿②】 障害者が自らの意思で社会参加の機会や場を選択し、教育や就労、スポーツ、文化芸術等の様々な機会を通じて、持てる能力を発揮し、生きがいを持って暮らせる社会の実現					
Ⅱ　自立と社会参加の促進	個別の教育支援計画作成率	幼：100% 小：99.7% 中：99.6% 高：98.4% （R４）	幼：100% 小：100% 中：100% 高：100% （R７）	幼：100% 小：100% 中：100% 高：100% （R10）	順調
	障害者雇用義務を有する県内企業の障害者雇用率	2.48% （R5.6）	2.54% （R7.6）	2.7%以上 （R10）	概ね順調
	障害者の委託訓練修了者（就職中退者含む）における就職率	41.7% （R４）	39.5% （R７）	55%以上 （R７）	達成困難

【取組の評価】

的確な教育的支援及びきめ細かい指導を行うため、個別の教育支援計画等の作成を進めた結果、作成率は100%となっている。また、県内企業への情報発信、障害者への職業訓練や就労支援により、障害者雇用率は法定雇用率以上で推移しており、目標の達成に向けて、取組は概ね順調に進捗している。一方で、障害者の委託訓練修了者における就職率については、訓練生の企業実習の受入れ等を通じて、企業や業界団体等との連携を強化したが、目標を達成することができなかった。

【今後の方策】

引き続き、教育場面における個別サポートを実践できるよう取組を進めていく。また、R8.7に法定雇用率の引上げ及び対象企業の範囲が拡大されることから、障害特性や雇用のノウハウ等の提供を行うとともに、企業における障害者雇用の課題を把握し、雇用促進に取り組んでいく。訓練修了者の就職率については、実習を伴う訓練コースの就職率が高いことから、実践的訓練コースの委託先の新規開拓等に取り組み、訓練生と企業のマッチング強化を図っていく。

施策区分	主な指標	基準値（時点）	実績（時点）	目標値（時点）	達成見込
【目指す姿③】 障害の原因となる疾病等の予防や早期発見、専門的な治療が行える体制が構築され、全ての人が身近な地域において、良質で安定した医療等を受けられる環境が整っている					
Ⅲ　保健、医療の充実	医療型短期入所事業所の定員数（「空床型」施設等による病床確保数を含む。）	67人 （R5.6）	62人 （R7.8）	91人 （R11）	概ね順調
	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置市町数	15市町 （R４）	16市町 （R７）	20市町 （R８）	概ね順調
	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置市町数	15市町 （R４）	16市町 （R７）	20市町 （R８）	概ね順調

【取組の評価】

医療型短期入所事業所の定員数は基準値を下回っているものの、昨年度の調査結果を踏まえ、ニーズの高いレスパイトケアの拡充に向けた新たな施策を開始（R8.4～）しており、目標の達成に向けて、着実に取組を進めている。また、主に重症心身障害児を支援する事業所については、関係機関との連携や事業者の参入意向調査を行うなど、各市町において、目標の達成に向けた取組を進めている。

【今後の方策】

引き続き、医療型短期入所事業所の開設に向けた効果的な支援を行い、サービス提供事業所の増加に取り組んでいく。また、主に重症心身障害児を支援する事業所については、近隣市町や圏域内の事業所との連携を進め、身近な地域で支援が受けられる体制を進めていく。

施策区分	主な指標	基準値（時点）	実績（時点）	目標値（時点）	達成見込
【目指す姿④】 障害者を地域で見守る体制が整い、障害の特性やライフステージに応じた質の高い障害福祉サービス等の支援を受けながら、自らが選ぶ場所で安心して暮らしている					
Ⅳ　地域生活の支援体制の構築	生活介護の利用者数	135,888人日/月（R４）	135,889 人日/月（R７）	145,257 人日/月（R８）	概ね順調
	基幹相談支援センターの設置市町数	7 市町（R４）	15 市町（R７）	23 市町（R８）	概ね順調
	福祉施設入所者の地域生活への移行者数	70 人（R１～R４累計）	64 人（R７）	2,944 人（R４の施設入所者数）から 122 人の減（R８）	概ね順調

【取組の評価】

生活介護の利用者数については、利用者への適切な支給決定や関係機関との連携による情報提供を行い、サービス利用に繋げるなど、目標の達成に向けた取組を進めている。基幹相談支援センターの設置市町については、基準値から増加しており、未設置の市町についても、センターの設置に向けた検討や相談支援体制の強化を行うなど、目標の達成に向け、着実に取組を進めている。また、地域生活への移行者数については、移行が可能な者の把握や相談支援を行うほか、グループホームの体験利用を実施するなど、目標の達成に向けた取り組みを進めている。

【今後の方策】

引き続き、生活介護のニーズを把握した上で適切に対応できるよう、関係機関との連携した情報提供やサービス提供体制の整備を進めていく。基幹相談支援センターの設置に向けては、相談支援事業所や協議会等での協議・検討を進め、相談支援体制の充実・強化を図っていく。また、地域生活への移行者については、グループホームやサービス等の整備を進めるほか、空き状況を共有するなど、利用しやすい環境づくりを進めていく。

施策区分	主な指標	基準値（時点）	実績（時点）	目標値（時点）	達成見込
【目指す姿⑤】 全ての人があらゆる場面で、生活への不安を感じることなく、安全に暮らせる社会の実現					
Ⅴ　暮らしやすい社会づくり	特定道路におけるバリアフリー化率	71.0%（R４）	74.2%（R７）	77.1%（R10）	順調
	主要な自然公園内の公衆トイレのバリアフリー整備率	57.9%（R４）	64.6%（R７）	63.6%（R11）	順調
	個別避難計画作成の同意者に対する計画作成率	54.2%（R４）	69.3%（R７）	90.0%（R７）	達成困難

【取組の評価】

バリアフリーについては、段差や勾配の改善、障害物の撤去等を行い、道路や公衆トイレ等のバリアフリー化を進めた結果、各指標は基準値を上回る水準となっており、目標の達成に向けて、取組は順調に進捗している。一方で、個別避難計画については、計画を策定する市町の取組支援等を実施するため、研修の実施や「広島県個別避難計画作成取組事例集」の作成等を行ったが、目標を達成することができなかった。

【今後の方策】

引き続き、バリアフリー化を計画的に実施していく。また、個別避難計画の作成率については、防災部局と福祉部局の連携体制が構築途上である市町もあることから、連携体制の強化に向けたアドバイザー派遣の実施や個別ヒアリングを行う等、市町支援に取り組み、令和 11 年度までに作成率 100%を目指していく。

（２）広島県障害福祉計画・広島県障害児福祉計画の進捗状況

各市町においては、これまでの障害福祉計画・障害児福祉計画の進捗状況やそれぞれの地域の実情を踏まえ、第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画の目標値を設定。 県は、これを基本として、第７期広島県障害福祉計画・第３期広島県障害児福祉計画の目標値を設定。

【成果目標】※主な目標を抜粋

項目		Ｒ８年度 目標値	Ｒ７年度 実績値	進捗率 （%）
Ⅰ	**福祉施設から地域生活への移行**			
	施設入所者数	2,907 人	2,896 人	―
	福祉施設入所者の地域生活への移行者数	令和４年度時点の施設入所者数から 122 人の減	64 人	52.5%
Ⅱ	**精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域包括ケアシステムの構築**			
	精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数	325.3 日	316 日 （R4 年度実績）※	97.1%
	精神病床における慢性期入院患者（１年以上の長期入院患者）数	4,464 人未満	4,220 人	（未満を目標としているため、達成）
Ⅲ	**地域生活支援の充実**			
	地域生活支援拠点等の整備市町数【箇所数】	23 市町 【49 箇所】	22 市町 【54 箇所】	95.7% 110.2%
	地域生活支援拠点における緊急時の連絡体制の構築	22 市町	20 市町	90.9%
Ⅳ	**福祉施設から一般就労への移行等**			
	福祉施設から一般就労への移行者数	576 人	651 人	112.8%
	就労定着支援事業の利用者数	409 人	508 人	124.2%
Ⅴ	**障害児支援の提供体制の整備等**			
	保育所等訪問支援を利用できる体制を整備している市町数	20 市町	18 市町	90.0%
	新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築	確保	確保	確保
	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置市町数	20 市町	16 市町	80%
	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置市町数	20 市町	16 市町	80%
	医療的ケア児支援センターの設置	有	有	有
	医療的ケア児等コーディネーターの配置	県、23 市町	県、18 市町	78.3%
	障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置	有	有	有
Ⅵ	**相談支援体制の充実・強化**			
	基幹相談支援センターの設置市町数	23 市町	15 市町	65.2%
Ⅶ	**障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築**			
	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の確保	県、23 市町	県、17 市町	73.9%

※R7 年度実績は R11 年度中に判明

【取組の評価と今後の方策】

区分	取組の評価と今後の方策
Ⅰ　福祉施設から地域生活への移行	○　関係機関と連携しながら、本人及び家族の意向確認や、グループホームの整備を進めるなど、目標達成に向け、取組を進めている。 ●　地域生活への移行促進に向け、重度化・高齢化に対応した支援体制の強化を進め、地域で生活できる場の安定的な確保ができるよう関係機関と連携していく。
Ⅱ　精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域包括ケアシステムの構築	○　入院早期から退院に向けた支援を関係機関と連携して実施するなど、目標達成に向け、取組を進めている。 ●　地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備し、地域包括ケアシステムの構築や、長期入院患者の地域生活への移行を図っていく。
Ⅲ　地域生活支援の充実	○　関係機関と連携・協議し、地域生活支援拠点を整備している。また、緊急時の連絡体制の構築に向け、平時から関係者と調整するなどし、目標達成に向け、取組を進めている。 ●　引き続き、関係機関と連携しながら、個々の状況やニーズを把握し、より地域の状況に即した支援をしていく。
Ⅳ　福祉施設から一般就労への移行等	○　就労体験事業を実施し、就労意欲の向上を図るとともに、企業訪問を行い障害に対する理解啓発を促すなど、取組を進めている。 ●　雇用や福祉の関係機関が連携した協議会の活用や企業との交流機会を増やすなど、引き続き、就労移行支援や就労定着支援等の推進により一般就労への移行及びその定着を進めていく。
Ⅴ　障害児支援の提供体制の整備等	○　保育所等訪問支援が利用できる事業所の情報共有や、体制が整っている施設に、圏域内の障害児の利用が可能となるよう働きかけを行う等、目標達成に向け、取組を進めている。 ●　引き続き、人材の確保や育成を図り整備を進めていくとともに、圏域内の利用が可能となるよう関係機関と協議を行っていく。 ○　主に重症心身障害児を支援する事業所については、関係機関との連携や事業者の参入意向調査を行うなど、各市町において、目標の達成に向けた取組を進めている。 ●　近隣市町や圏域内の事業所との連携を進め、身近な地域で支援が受けられる体制を進めていく。 ○　医療的ケア児等コーディネーター養成研修の受講について、関係者に積極的に呼びかけ、資格取得者の確保に努めている。 ●　研修に参加できる体制を整え、配置人数を増やすことに加え、コーディネーターの質向上に向けた取組みを検討していく。
Ⅵ　相談支援体制の充実・強化	○　基幹相談支援センターの設置に向けた検討や相談支援体制の強化を行うなど、目標の達成に向け、着実に取組を進めている。 ●　相談支援事業所や協議会等での協議・検討を進め、相談支援体制の充実・強化を図っていく。
Ⅶ　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	○　各種研修への参加や、関係機関と連携しながら監査指導体制の強化を図るなど、目標の達成に向け、取組を進めている。 ●　指導監査の結果から抽出された改善事例や指導事項を、関係機関と共有し、サービスの質の底上げと不正・不適切な事例の未然防止を図る体制の構築を推進していく。

５　中間見直しの方向性

（１）広島県障害者計画

○　計画の進捗は順調であり、概ね成果目標の達成が見込まれることから、引き続き、現プランに掲げる施策を着実に推進していく。

○　達成困難となった項目については、次期高齢者プランなどの関連計画の策定にあわせて今後の方向性等の整理が行われるため、関連計画との整合を図りながら、プランに反映する。

○　また、プラン策定後の状況変化等を踏まえ、次の要素をプランに反映する。

・　高次脳機能障害者支援法の施行や医療的ケア児支援法の改正

・　医療的ケア児（者）や発達障害児（者）への支援、手話言語条例等の制定など、プラン策定後に着手・拡充した施策の追加　など

（２）広島県障害福祉計画・広島県障害児福祉計画

○　国の基本指針の改正を踏まえ、市町と連携して必要なサービス量を設定するとともに、サービス提供体制の確保に向けた市町の取組を支援する。

６　「第５次広島県障害者プラン」骨子（案）について

（１）基本理念と目指す姿

現プランの内容を維持する。

ア　基本理念～変更なし（再掲）

全ての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現

イ　目指す姿～変更なし（再掲）

①　様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々の権利が守られ、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとることで、お互いを認め合い、共に創っていく社会の実現

②　障害者が自らの意思で社会参加の機会や場を選択し、教育や就労、スポーツ、文化芸術等の様々な機会を通じて、持てる能力を発揮し、生きがいを持って暮らせる社会の実現

③　障害の原因となる疾病等の予防や早期発見、専門的な治療が行える体制が構築され、全ての人が身近な地域において、良質で安定した医療等を受けられる環境が整っている

④　障害者を地域で見守る体制が整い、障害の特性やライフステージに応じた質の高い障害福祉サービス等の支援を受けながら、自らが選ぶ場所で安心して暮らしている

⑤　全ての人があらゆる場面で、生活への不安を感じることなく、安全に暮らせる社会の実現

（２）計画期間～変更なし（再掲）

令和11年度までとする。

（３）広島県障害者計画

ア　施策体系～変更なし

現プランの内容を維持することとし、体系に沿って施策を推進し、目標の達成を目指す。

施策分野	項目
Ⅰ　障害への理解促進	1　障害に対する理解の促進 2　権利擁護の推進
Ⅱ　自立と社会参加の促進	1　教育 2　雇用・就労の促進 3　情報の保障の強化 4　スポーツ、文化芸術活動の推進
Ⅲ　保健、医療の充実	1　保健・医療提供体制の充実 2　療育体制の充実

Ⅳ　地域生活の支援体制の構築	1　福祉サービス等の提供 2　サービスの質の向上等 3　相談支援体制の構築 4　地域生活への移行支援
Ⅴ　暮らしやすい社会づくり	1　福祉のまちづくりの総合的な推進 2　災害、感染症対策の強化 3　防犯、交通安全等の推進 4　ＮＰＯ、ボランティアとの協働 5　福祉用具等の研究・開発の推進と普及

イ　取組の方向性

次のとおり整理する。

施策分野・項目		取組の方向性
Ⅰ	障害への理解促進	
	1　障害に対する理解の促進	・子供の頃からの理解促進【拡充】 ✓　障害者に対するバイアスの解消に向けた取組の推進 ・あいサポートプロジェクトの推進 ・広報・啓発活動の展開
	2　権利擁護の推進	・障害者虐待の防止 ・権利擁護の推進 ・選挙等における配慮
Ⅱ	自立と社会参加の促進	
	1　教育	・就学相談支援体制の確立 ・幼・小・中・高等学校等の支援体制の整備 ・教職員等の専門性の向上 ・特別支援学校の充実 ・生涯を通じた多様な学習活動の充実
	2　雇用・就労の促進	・企業等の理解促進 ・公的機関における雇用促進 ・就業機会の拡充と雇用促進 ・工賃向上のための取組 ・職業能力開発の充実
	3　情報の保障の強化	・情報アクセシビリティの向上 ・視覚障害者等の読書環境の整備 ・意思疎通支援の充実【拡充】 ✓　手話言語及び情報コミュニケーション施策の推進
	4　スポーツ、文化芸術活動の推進	・パラスポーツの推進 ・文化芸術・余暇活動の充実
Ⅲ	保健、医療の充実	
	1　保健・医療提供体制の充実	・保健活動の推進 ・専門的な医療の提供【拡充】 ✓　高次脳機能障害者に対する支援 ・地域リハビリテーションの推進

施策分野・項目		取組の方向性
Ⅲ	保健、医療の充実	
	2　療育体制の充実	・地域における重層的な支援体制の構築 ・発達障害児支援の充実【拡充】 ✓　初診待機の縮減に向けた取組の強化 ・医療的ケア児支援体制の構築【拡充】 ✓　レスパイトの充実 ✓　医療的ケア児支援センターの強化等 ・難聴児支援体制の整備 ・成人期移行に向けた支援体制の整備
Ⅳ	地域生活の支援体制の構築	
	1　福祉サービス等の提供	・訪問系のサービスの確保 ・日中活動の場の充実 ・居住系のサービス基盤の準備 ・地域生活を支えるサービス等
	2　サービスの質の向上等	・質の確保 ・人材の育成・確保【拡充】 ✓　生産性向上に向けた取組の推進
	3　相談支援体制の構築	・地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制の構築 ・身近な地域における相談 ・専門的・広域的な相談支援
	4　地域生活への移行支援	・福祉施設等から地域生活への移行支援【拡充】 ✓　強度行動障害を有する児者の支援ニーズの把握及び支援体制の整備 ・医療と福祉の連携による地域生活への移行支援 ・更生支援の推進
Ⅴ	暮らしやすい社会づくり	
	1　福祉のまちづくりの総合的な推進	・福祉のまちづくりの推進 ・公共的施設等のバリアフリー化の推進 ・公共交通機関等のバリアフリー化の推進 ・ユニバーサルデザインの推進
	2　災害、感染症対策の強化	・災害対策の強化【拡充】 ✓　個別避難計画作成に向けた取組の推進 ✓　耳で聴くハザードマップの取組の推進 ✓　医療的ケア児への災害時の対応の整備 ・新興感染症等への備え
	3　防犯、交通安全等の推進	・防犯対策の推進【拡充】 ✓　手話リンクの導入 ・交通安全対策の推進 ・コミュニケーション支援のできる警察職員の育成 ・消費者被害対策の推進
	4　ＮＰＯ、ボランティアとの協働	・ＮＰＯ、ボランティアとの協働の推進
	5　福祉用具等の研究・開発の推進と普及	・福祉用具等の研究・開発の推進と普及の促進

（４）広島県障害福祉計画・広島県障害児福祉計画

国の基本指針に則して、令和11年度を目標年度とする障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制に係る目標等（サービス見込量等）を設定する。

ア　成果指標

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・心のサポーター数

○福祉施設から一般就労への移行等
- ・就労選択支援事業所の設置、就労選択利用者数

○障害児支援の提供体制の整備等
- ・児童発達支援センターの中核機能の確保
- ・インクルージョン推進のための協議の場の設置
- ・強度行動障害の状態にある児に関する支援ニーズの把握及び支援体制の整備

○障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上
- ・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置

○障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
- ・障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率

など

イ　活動指標

○施設入所者の地域生活への移行等
- ・居宅介護、重度訪問介護、児童発達支援、放課後等デイサービス等の見込み量

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・心のサポーター養成研修実施回数

○高次脳機能障害に対する支援
- ・設置箇所数、地域協議会開催回数、支援コーディネータ配置人数、相談件数

○障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上
- ・ワンストップ窓口において、人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数

など